

軽自動車税

軽自動車税は、三輪以上の軽自動車のほか、原動機付自転車、軽二輪、自動二輪及び小型特殊自動車（これらを軽自動車等といいます。）を所有している人にかかる税です。

軽自動車税

1. 軽自動車税のかかる人（納税義務者）

軽自動車税の納税義務者は、毎年**4月1日（賦課期日）**現在、市内に主たる定置場（駐車場等）がある軽自動車等を所有している人です。したがって、4月1日に所有していれば、4月2日以降に廃車・譲渡をしてもその年度分の軽自動車税を納めていただくことになります。

2. 軽自動車税税額

○原動機付自転車、軽二輪、自動二輪及び小型特殊自動車

区 分		税率(年税額)
原動機付自転車	総排気量が50cc以下のもの（ミニカー*除く） 定格出力が0.6kw以下のもの（特定小型原動機付自転車含む） 総排気量が125cc以下かつ 最高出力が4.0kw以下のもの（新基準原付）	2,000円
	総排気量が50ccを超え90cc以下のもの 定格出力が0.6kwを超え0.8kw以下のもの	2,000円
	総排気量が90ccを超え125cc以下のもの 定格出力が0.8kwを超え1.0kw以下のもの	2,400円
	三輪以上で総排気量が20ccを超え50cc以下のもの（ミニカー*） 定格出力が0.25kwを超え0.6kw以下のもの	3,700円
軽二輪（総排気量が125ccを超え250cc以下のもの）		3,600円
自動二輪（総排気量が250ccを超えるもの）		6,000円
小型特殊自動車	農耕用（コンバイン及びトラクタなどで乗用装置のあるもの）	2,400円
	その他（フォークリフト、ショベルローダーなど）	5,900円

* ミニカーとは、三輪以上で総排気量が20ccを超え50cc以下（定格出力が0.25kwを超え0.6kw以下）のもののうち、車室を備えるもの又は輪距が0.5mを超えるものをいいます。ただし、車室の側面が構造上開放されていて、かつ、輪距が0.5m以下の三輪（屋根付三輪）は除かれます。

○三輪以上の軽自動車

- ・平成27年3月31日までに最初の新規検査をした車両（初めて車両番号の指定を受けた車両）は、最初の新規検査から13年までは旧税率のままです。
- ・初めて車両番号の指定を受けた月から13年を経過した車両（電気自動車等を除く）は、平成28年度から次の表の経年重課の税率が適用されています。

区 分			税 率（年 税 額）		
			平成27年3月31日以前に最初の新規検査をした車両	平成27年4月1日以降に最初の新規検査をした車両	最初の新規検査から13年を経過した車両（経年重課）
三輪で総排気量が660cc以下のもの			3,100円	3,900円	4,600円
四輪以上のもの (総排気量が660cc以下のもの)	乗 用	営 業 用	5,500円	6,900円	8,200円
		自 家 用	7,200円	10,800円	12,900円
	貨 物	営 業 用	3,000円	3,800円	4,500円
		自 家 用	4,000円	5,000円	6,000円

○環境負荷の小さな車両の税率（グリーン化特例）について

- ・グリーン化特例（軽課）は、四輪の軽自動車で、一定の基準（燃費性能等）を満たすものについて、取得した日の属する年度の翌年度分の税率を軽減する特例措置です。

・対象車及び軽減される割合

乗 用	貨 物	軽減の割合
電気自動車・天然ガス自動車等	電気自動車・天然ガス自動車等	約75%軽減
令和12年度燃費基準－10%達成車 かつ、令和2年度燃費基準達成車		約50%軽減

＊網掛け部分については、営業用の乗用車に限ります。

＊約50%軽減の対象は、ガソリンを内燃機関の燃料とする軽自動車で、平成17年排出ガス基準値比75%低減達成又は平成30年排出ガス基準値比50%低減達成の車両に限ります。

＊天然ガス自動車は、平成21年排出ガス基準値比でNOx(窒素酸化物)10%低減又は平成30年排出ガス基準に適合した車両に限ります。

＊各燃費基準の達成状況は、自動車検査証の備考欄に記載されています。

・軽減後の税率

区 分			税 率 (年 税 額)	
			約50%軽減	約75%軽減
四輪以上のもの (総排気量が660cc 以下のもの)	乗 用	営業用	3,500円	1,800円
		自家用		2,700円
	貨 物	営業用		1,000円
		自家用		1,300円

3. 申告

軽自動車等を所有しているかどうかは、所有している人の申告にもとづいて判断します。軽自動車等を所有したり、所有者が転居した場合は15日以内に、また軽自動車等を廃車や譲渡売却した場合には30日以内に、次の場所へ申告してください。

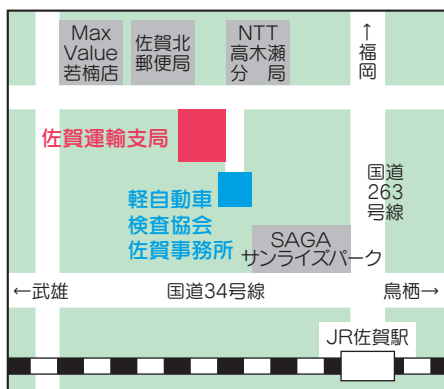
◎市役所での申告が必要な車両

車 種	申 告 先	申告の内容		必 要 な も の
原動機付 自 転 車 小型特殊 自 動 車	市役所3階 市民税課	登録	購入	本人確認書類・販売証明
			譲渡	本人確認書類・譲渡証明 ナンバープレート(他市町村のものがついている場合)
			転入	本人確認書類 ナンバープレート(他市町村で廃車手続きが済んでいない場合)
		廃車(転出)		本人確認書類・ナンバープレート
		車 体 変 更		本人確認書類・販売証明又は譲渡証明

◎市役所以外での申告が必要な車両

以下の車両は下記の場所で手続きしていただくことになります。詳しくはそれぞれの申告先へお問い合わせください。

車 種	申 告 先
軽二輪 (250cc以下) 自動二輪 (250ccを超える)	佐賀運輸支局 佐賀市若楠二丁目7-8 ☎050-5540-2082
軽三輪 軽四輪	軽自動車検査協会 佐賀事務所 佐賀市若楠二丁目10-8 ☎050-3816-1754



4. 納税の方法

軽自動車税は、市役所から送付された納税通知書により5月末日までに納めてください。

なお、**軽自動車税には月割課税制度はありません**。したがって、4月2日以降に廃車の手続きをした場合は、その年度分の税金は全額納めていただくことになります。

また4月2日以降に取得し、登録したものについては、その年度分の税金はかかりません。

●軽自動車税継続検査用納税証明書

令和5年1月から軽自動車納税確認システム（軽JNKS）が運用開始され、軽自動車税の納付情報を、軽自動車検査協会がオンラインで確認できるようになりました。これにより、車検（継続検査）時の継続検査用納税証明書の提示が原則不要になりました。

○注意事項

- ・納付情報が軽JNKSに登録されるまで相応の日数を要する場合があります。
納付後すぐに継続検査（車検）を申請したい場合は、金融機関の窓口やコンビニ等でお支払いいただき、納税通知書（口座振替の方を除く）に添付された継続検査用納税証明書に領収日付印が押印されたものをご提示いただくか、市役所の窓口で納税証明書を申請してください。

5. 減免

身体障がい者等本人又は同一世帯の親族等が所有する軽自動車などは、申請にもとづき減免される場合があります。ただし、減免は身体障がい者等1人につき1台に限られます。自動車税の減免を受けている人や、福祉タクシー券の助成を受けている人は受けられません。

新たに申請される方は、納期限までに市民税課で手続きをしてください。（土日を除く）

手続きに必要なもの

- ・納税通知書（納付前のもの）
- ・身障者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳等
- ・運転免許証（運転者のもの）
※マイナ免許証の場合は、免許情報が確認できるもの
- ・個人番号カード又は個人番号が確認できるもの（納税義務者のもの）

【注意】

障がいの内容、程度によっては減免の対象にならない場合がありますので、お問い合わせのうえお越しください。

年度途中で廃車した場合の税金は？



私は令和8年度の軽自動車税を5月末に納めましたが、8月に軽自動車を廃車しました。年度途中で廃車した場合、軽自動車税はいくらか戻ってくるのでしょうか。



軽自動車税の納税義務者は、毎年4月1日現在で軽自動車等を所有している人です。したがって、あなたの場合、8月に軽自動車を廃車していても、4月1日現在には所有されていますので、今年度まで軽自動車税はかかることになります。

また軽自動車税は、月割の還付はありません。

盗難にあった場合の手続きは？



去年盗難にあい、バイク（原動機付自転車）もナンバープレートもありません。どうすればよいのでしょうか。



まず警察に盗難届を出してください。その後、市民税課でバイクの廃車手続きをしてください。手続きをしないと来年度以降も税金がかかります。

また、4月1日以前に盗難にあい盗難届を出されている場合、課税を取り消すことができる場合もありますので、盗難届出証明をお持ちになり手続きをしてください。

佐賀市に転入してきた場合の手続きは？



私は、A市から佐賀市に転入してきました。50ccのバイクを持っているのですが、どのような手続きをすればよいのでしょうか。



転入された場合は、バイクの主たる定置場のある佐賀市のナンバープレートの交付を受けていただく必要があります。

A市のナンバープレートをお持ちになり、市民税課で登録手続きをしてください。